

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 身体障害者福祉法による指定医師の取消  
土地改良区定款変更認可  
肝てつ検査等の実施
- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正  
職員の給与の支給に関する規則の一部改正
- ◇雑報 あつ旋員候補者の公示

## 告示

### 鳥取県告示第六百六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）  
第一条第二項の規定により昭和三十年十一月二日次のと  
おり指定を取り消した。

昭和三十年十二月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂	
診療科名	氏名
診療科名	氏名
内科	金田 郁雄
外科	坂口 玲子
耳鼻いんこう科	佐藤 昭美
内科	井東 悦夫
眼科	佐伯 良人
眼科	山崎 輝世
外科	笠田 勇
整形外科	草場立太郎
外科	山口 俊行
外科	井上 権治
外科	太田 敏郎
内科	松本 安博
内科	中尾 敏正
住	所
鳥取市古市一番地	市立鳥取市民病院内
岩美郡宇倍野村大字奥谷国	立療養所鳥取病院内
倉吉市越殿町一、四〇八	厚生病院内
米子市皆生	国立米子療養所内
西町	鳥取大学医学部附属病院内

耳鼻いん	岡本 正規	〃
こう科	中尾 徳明	〃
〃	新宮 彦助	〃
整形外科	〃	〃

鳥取県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、七ヶ堰土地改良区の定款変更について、昭和三十年十二月七日認可した。

昭和三十年十二月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六百九号

次のように肝てつ、の検査及び駆除を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十年十二月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ、の予防及び駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛 但し生後四箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法

検査——皮内注射反応検査渡辺氏法虫卵検査  
駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施月日	実施区域	実施場所
十二月十六日	西伯郡岸本町（旧大幡村）	同上
〃 十七日	〃	〃
〃 十九日	〃	〃
〃 十七日	〃 泉村	〃
〃 十九日	〃	〃
〃 二十日	〃 淀江町（旧大和村）	〃

〃 二十一日	〃	〃	〃
〃 二十二日	〃	〃	〃
〃 二十日	〃	〃	〃
〃 二十一日	〃	〃	〃
〃 二十二日	〃	〃	〃
〃 二十三日	〃	〃	〃
〃 二十四日	〃	〃	〃

会見町（旧手間村）  
米子市尚徳  
成実

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月十三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条に第二項として次のように加える。

- 2 前項の規定にかかわらず定められた職務の級より一級下位の職務の級を基礎として前項の規定を適用した場合の給料月額が定められた職務の級を基礎とした給料月額より高い場合においては、一級下位の職務の級を基礎とした給料月額に対応する号給とすることができる。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第二十六条第一項第四号中「十年以上」を「十年以上二十年未満」に、同条同項第五号中「二十年以上」を「二十年以上三十年未満」に改める。

第二十六条第三項中「職員が第一項第四号から第六号までの規定に該当して退職する場合」を「第一項第四号から第六号までの規定を適用した場合」に改める。  
別表第一 一(1)(2)ウ中「大学の卒業生」を「大学を

卒業した者（準大卒とみなされる者を除く。）に改め、  
 一(二)2(1)クの次に「ケ診療エツクス線技師養成所の卒業者」を  
 加え、二(三)ソ中「高等学校教諭の仮免許状を有し、」  
 を「高等学校又は特殊学校の教諭の免許状（実習助手に  
 あつては、教諭の二級普通免許状以上の免許状）を有し、  
 」に、二(四)ウ中「中学校、小学校、幼稚園又は特殊学  
 校の教諭の免許状を有し、」を「中学校、小学校又は幼  
 稚園の教諭の免許状を有し、」に、二(三)カ「養護教諭  
 仮免許状を有し、」を「養護教諭の免許状を有し、」に  
 改める。

別表第九看護婦等級別資格基準表の区分、職務の級を

別表第十三中

二等級	十一	九	三 教育委員会の事務部局	(ロ)(イ)	科学博物館長 米子図書館長
二等級	十一	九	三 教育委員会の事務部局	(ロ)(イ)	科学館長 米子図書館長

次のように改め、註二中「看護婦（保健婦、助産婦及び  
 これらの資格を必要とする医務管理に従事するものはこ  
 れに準ずる。）」を「保健婦、助産婦及び看護婦（これ  
 らの資格を必要とする医務管理に従事する者はこれに準  
 ずる。）」に改める。

区分	職務の級	四級	五級	六級	七級	八級
D		〇〇四	四〇八	八〇二	二〇三	三〇六
C		〇〇三	三〇七	七〇一	一〇二	二〇四
B			〇〇四	四〇七	七〇三	一〇四
A			〇〇一	一〇四	四〇七	七〇三

三等級	十一	八	一 知事の事務部局	(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ)	農業専門技術員 農産物検査所長 各県事務所の課長 本庁及び各地方事務所の課長補佐
-----	----	---	-----------	-----------------	---

三等級	十一	八	一 知事の事務部局	(ロ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ)	農業専門技術員 農産物検査所長 各県事務所の課長 本庁及び各地方事務所の課長補佐
-----	----	---	-----------	--------------------	---

三等級	十	八	一 知事の事務部局	(ニ)(ハ)(ロ)(イ)	本庁及び各地方事務所の係長 等及び係長のうち、知事が直接任命した者 長又は係長のうち、知事が直接任命した者 出先の長のうち、知事が直接任命した者 各船長
-----	---	---	-----------	--------------	--

三等級	十	八	一 知事の事務部局	(ニ)(ハ)(ロ)(イ)	本庁及び各地方事務所の係長 等及び係長のうち、知事が直接任命した者 長又は係長のうち、知事が直接任命した者 出先の長のうち、知事が直接任命した者 各船長
-----	---	---	-----------	--------------	--

旧大卒		大学院修了		博士課程修了		修士課程修了		旧大四卒		旧大四卒		旧大三卒		旧大三卒	
六級一號給		六級一號給		七級五號給		六級五號給		六級五號給		六級五號給		六級三號給		六級三號給	
六級職		六級一號給		旧大卒は六級三號給、大学院修士課程修了は六級五號給		旧大卒は六級三號給		旧大卒は六級三號給		旧大卒は六級三號給		旧大卒は六級三號給		旧大卒は六級三號給	
二級教育		十二七		一 教育委員会の事務部局		(二)(八)(四)(イ)		学事課及び各支所の人事係主事		指導主事及び各支所の社会教育主事		保健課の指導係主事		教育研究所の研究員	
改める。		別表第十四中													

医等師		十二六		一 知事の事務部局		(イ)		職務の級について特に定めのない医師及び歯科医師	
四等級		六		二 教育委員会の事務部局		(イ)		体育保健課指導係の医師	
一級教育		十二八		一 教育委員会の事務部局		(二)(八)(四)(イ)		学事課人事係長	
二級教育		十二七		一 教育委員会の事務部局		(二)(八)(四)(イ)		社会指導係長	
改める。		別表第十四中							

改める。  
別表第十五の末尾に

診療エックス線技師 診療エックス線技師学校(養成所)卒

五級三号給

を加える。

別表第十七中

旧制大学卒

三級五号給

を

大学院修士課程二年修了

四級二号給

大学院修士課程一年修了

三級六号給

に

旧制大学卒

三級五号給

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月一日から適用する。  
職員との給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和三十年十二月十三日  
鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

旧制大学卒

六級六号給

を

大学院修士課程二年修了

七級三号給

大学院修士課程一年修了

六級七号給

に改める。

旧制大学卒

六級六号給

鳥取県人事委員会規則第八号  
職員との給与の支給に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県人事委員会規則第三号の一部を次のように改正する。

雑報

第二十二条の三第三号中「二十日」を「三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県地方労働委員会あつ旋員候補者に関する公示労働関係調整法施行令第四条並びに中央労働委員会規則第六十八条の規定にもとづき、鳥取県地方労働委員会あつ旋員候補者の氏名及び関係等につき次のとおり公示する。  
昭和三十年十二月十三日  
鳥取県地方労働委員会会長 花房 多喜雄

あつ旋員候補者名簿

昭和三〇、一一、二四委囑

氏名	生年月日	職業	経歴	住所	電話連絡
花房多喜雄	明治三二、一一、二八	弁護士	立命館大学法科卒、 鳥取弁護士会会長、 第八、九期並びに 前幹旋員候補者 現労働委員会会長	鳥取市東町 一七七	鳥取 三、九八二
森田 康	〃 三五、四、一四	鳥取大学教授	元大連経済専門学校教授、 鳥取県立鳥取商業学校教授、 鳥取大学師範学校教授、 第九期並びに現公益委員 前幹旋員候補者	〃 湯所町	〃 三、二四一 (大学)

鈴木 敬直	有沢 鎮雄	広田 幸一	松田 久吉	足立 敏夫	岡崎 隆俊	武井 正臣
大正一、八、八	明治三六、一八	大正八、四、二	昭和六、三、一六	二、一三、一九	八、三一	大正一、二八、八
経営者協 会事務局 長	鳥取家具 工業株式 会社社員	日通鳥取 支社社員	中国電力 株式會社 鳥取營業 所社員	日丸自動 車株式會 社社員	鳥取保護 觀摩課長	鳥取大學 助教
明治大學法學部卒 （株）日立製作所勤務 第九期並びに現使用者委員 前幹旋員候補者	鳥取家具從業員組合組合委員長 東部協常任委員 東部中小企業労働組合協議會副會長 前幹旋員候補者	全日通鳥取県支部委員長 東部協副會長 前幹旋員候補者	鳥取県立鳥取工業學校電氣科卒 中国電力株式會社鳥取支店支店書記長就任 日本電氣産業労働組合鳥取支部書記長就任 同組合鳥取營業所分會副執行委員長兼務 現労働者委員	高小卒 日丸自動車労働第四支部長 県協常任委員 第八、九期並びに現労働者委員 前幹旋員候補者	平安中學仏教專修科卒 鳥取市児童福祉審議會委員 青少年私塾熟練經營 米子造船所教師	勞働基準審議會委員 前幹旋員候補者
一丁目三四ノ	二四六 東今在家	一五三 卯垣	八頭郡河原町 袋河原四〇〇	三丁目九 二階町	一 掛出町	市管ア 湯所町 一ノ六
三八三(社) 三八五(宅)	四、四六一	四、一六一	三、(社) 一一一	三、三〇一 三、一八五(宅)	三、五一八	三、一五一

橋本 止	大島 広正	山本 博	清水 英雄	清水 臨藏	松浦 武儀
大正〇、四、三	明治四、二九、二	大正八、二、二	二、二八、二七	二、三〇、二二	一、〇〇、一六
伯耆振興 工業株式 會社社員	市會議員	弁護士	大同木材 工業株式 會社專務 取締役	阪島製氷 冷蔵株式 會社社長	鳥取家具 工業株式 會社社長
伯耆振興工業(株)労働組合中部地区協議會會長 鳥取労働審議會委員 地方労働基準審議會委員 第九期並びに現労働者委員 前幹旋員候補者	高小卒 伯耆振興工業(株)労働組合中部地区協議會會長 鳥取労働審議會委員 地方労働基準審議會委員 第九期並びに現労働者委員 前幹旋員候補者	鳥取県立倉吉中学校卒 高等試験司法科試験合格 東伯郡倉吉町議會議員 倉吉市社会教育委員 現公益委員	鳥取県立鳥取商業學校卒 果經營者協會理事 第六、七、八期使用者委員 前幹旋員候補者	高小卒 果經營者協會副會長 第四、五、六、七期使用者委員 前幹旋員候補者	大阪高等商業學校卒 鳥取一中教諭 果經營者協會副會長 果職安定期審議會委員 第九期並びに現使用者委員 前幹旋員候補者
〃 国府	〃 穴窪	倉吉市魚町 二、五一六ノ	町六 東品治	二ノ一 梶川町	三丁目四一 二階町
一、三五〇(社)	一、三二四(呼出)	倉吉 五三三	三、二、四九二(社) 三、三〇五(宅)	二、二、七六九(宅) 二、四六九(社)	四、四〇一(宅) 四、四六一(社)

01067

柳沢愛之助	安部三代治	三浦定雄	平田賢	武部文	小島高助	遠藤元三郎
一〇、三四、〇	一〇、三三、一	三、三五、〇	五、一四、八	一〇、九、七	大正一、一七、八	八、二二、一五
富屋製糖社 取締役	山陰石油株式會社 取締役	中国電力米子營業所社員	国鉄職員	郵政職員	日通米子支店社員	無職
果經者協會理事 第五、九期並びに現使用者委員 前幹旋員候補者	高小卒 鳥取縣經營者協會米子支部長 第七、八、九期並びに現使用者委員 前幹旋員候補者	電産米子營業所分會副委員長 前幹旋員候補者	大阪鐵道局教習所卒 国鉄労働後藤工場支部副委員長 米子市議會議員 元幹旋員候補者	米子商會卒 全通信從組鳥取果地区本部委員長 第九期並びに現労働者委員 前幹旋員候補者	高小卒 全日通労働組米子分會委員長 果協西部地區協議會々々長 第四、八、九期並びに現労働者委員 前幹旋員候補者	鳥取師範卒、元小学校長 民生委員、市教育委員、社会福祉会長 遺族會長、家裁調停委員 前幹旋員候補者
二丁目 糍町	三丁目 久米町	富士見町	一、五四四 上福原	四丁目一 道笑町	生温泉市菅住	二、六七七 両三柳
七〇三	二、一〇委 (社) 七、一七 (宅) 七、三五 (宅)	一、七〇〇	四二七	二〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇

01066

青戸辰午	織田正三	多田紀	小谷宣博	岡田貞雄	絹川新
明治三〇、三〇、〇	大正二、三、八	明治四〇、六、二八	大正四、二、三、四	明治三三、二、二二	六、一五、一六
弁護士	無職	弁護士	鳥取工業株式會社取締役社長	伯耆振興工業株式會社取締役	国鉄職員
早稻田大学中退 第二、三、四、五、六、七期公益委員 前幹旋員候補者	元山陰日日新聞編集局長 第四、五、九期並びに現公益委員 前幹旋員候補者	米子中学卒 元山陰日日新聞編集局長 第四、五、九期並びに現公益委員 前幹旋員候補者	日本大学法文科卒 關東特殊材料製造(株) 資材課長 水谷産業(株) 取締役 倉吉商工會議所專務理事 日本コルク工業(株) 專務取締役 鳥取コルク工業(株) 專務取締役	慶應義塾大学高等部本科卒 山陽電軌株式會社社員 株式會社神戸製鋼所用滿洲工場 第九期並びに現使用者委員 前幹旋員候補者	大阪鐵道教習所普通部土木科卒 上井保線區分會青年部長執行委員 米子支部副委員長 鳥取支部副委員長 上井保線區委員長 中部労働協常任委員 政治部長
一丁目二二	東倉吉町	米子市加茂町 二丁目四一	三、〇三〇 余戸谷町	倉吉市海田一 一、二	東伯郡泊村大字園七五四
七三一(宅)	五四〇(宅)	米子 六六六(宅)	九一〇五(社) 九五一(宅)	倉吉 一、三五〇	上井 (鉄) 五七

加藤章	一〇、三五、二七	合名会社 加藤商店 社長	東京商科大学専門部卒 果經業者協会理事 第二、三、四、五、六、七期使用者委員 前幹旋員候補者	" 明治町	" 八二四〇
河村威夫	" 三、四〇、一七	日本レミヤ 工場 工場長	京都帝大法学部卒 第六、七期使用者委員 果經業者協理理事 前幹旋員候補者	" 三丁目 錦町 八九	" 六一〇〇八
權田喜一郎	" 四、四四、九	地勞委 局長	前幹旋員候補者	" 鳥取市吉成六 八三ノ一一	" 八〇ノ一四
宮谷芳春	" 三、三五、一八	總務課長	"	" 丸山町 三四六ノ一	" 三〇
浜島一郎	" 一〇、三三、四	調整課長	"	" 丸山町 三四六ノ一	" 三〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町